

令和6年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和6年12月11日（水）午後3時30分から午後4時51分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ （取下げ）

(2) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することを適当とする旨，答申することを決定

(3) まあじ，まいわし対馬暖流系群，かたくちいわし対馬暖流系群，うるめいわし対馬暖流系群，まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

→ 原案のとおり漁獲可能量を設定することを適当とする旨，答申することを決定

(4) まあじに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

→ 意見なし

(5) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）

→ 意見なし

(6) 浮魚礁の敷設承認申請について（協議）

→ 申請のとおり承認することを決定

令和6年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和6年12月11日（火） 午後3時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	(会長) 阿 久 根 金 也	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	川 畑 三 郎	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	楠 田 勇 二	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	小 崎 春 海	×
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	迫 田 洋 則	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	(会長職務代理者第1位) 重 信 雅 彦	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	田 村 真 一	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	野 村 敬 司	○
学 識 経 験 委 員	(会長職務代理者第2位) 柳 原 重 臣	○
学 識 経 験 委 員	佐 野 雅 昭	○
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	○
中 立 委 員	肥 後 正 司	○
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	×

(出席者) 12人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拡 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
漁港漁場課漁場開発係水産技師	湯 田 遥 己

— 令和6年12月11日（水）午後3時30分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員14人中12人の出席をいただき、漁業法第145条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、阿久根議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○ 阿久根議長

皆さん、こんにちは。秋がいつあったのだろうというくらい、真夏から急に寒くなったような気がしております。日本の四季もいろいろと移り変わってきたなと思うところでございます。皆さん風邪をひかぬよう、頑張ってくださいと思います。

【議事録署名者の指名】

○ 阿久根議長

それでは議事に入る前に、議事録署名者について私から指名するということがよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは今回は迫田委員、佐野委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

早速、議題に入ります。

【議題1 「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」の取下げ】

○ 阿久根議長

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」ですが、この議題について、事務局から次回の委員会で諮問することとなったため取り下げたい旨の申し出がありました。

ついては、議題2から審議することといたします。

【議題2 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題2は「鹿児島県資源管理方針の変更について」です。こちらは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

漁業監理係の保科です。資料2に基づき説明いたします。資料2を1枚めくっていただきまして、こちらは諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第538号
令和6年12月11日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（保科技術主査）

1 ページ目を御覧ください。変更内容について御説明いたします。

まず、変更理由でございますが、今回は大きく2つの変更理由がございます。

1 点目が、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴い、県の方針も変更が必要になったもの。

2 点目は、本県において令和7管理年度から、まいわし対馬暖流系群を数量明示にて管理することを希望しておりますので、これに伴う記載の変更を行うものでございます。具体的な変更内容については「2」を御覧ください。

「(1) 国基本方針に伴う変更」です。こちらは、令和7年1月からまだい日本海西・東シナ海系群がTACステップアップ方式によるTAC管理が始まるということで、国の基本方針での記載が別紙3から別紙2に変更されます。これを受け、本県の方針においても別紙2から別紙1に変更するものです。詳細は中段の表を御覧ください。

まだいは、「内容」欄の右隣の「現行」欄にありますとおり、現在は県別紙2の8資源の中に含まれております。これが別紙1に移りまして、別紙1の特定水産資源はまだいを含めた9資源、別紙2はまだいを引いた7資源、そして別紙3は変わらず33資源となり、合計49資源が県の基本方針に記載されます。

まだいのステップアップ管理におけるステップ1と言うのは、米印1つめのおり、今年の1月から始まったかたくちいわし、うるめいわしと同様に漁獲量の報告体制を整備する期間であり、各都道府県への漁獲可能量の配分や採捕停止命令は行われない期間であります。

また、今回のまだいの追記に伴い、同じく今年1月から始まったかたくちいわ

し、うるめいわしの記載を一部変更しております。こちらについては後ほど具体的に説明いたします。それでは2ページ目を御覧ください。

「(2) まいわし対馬暖流系群の記載について」です。

まいわしは令和2年から県の方針に記載されておりましたが、記載を変更する理由が生じました。まず1点目、近年、まいわしが豊漁で、令和5年、令和6年ともに県が配分を受けている目安数量を大幅に超過しました。それに伴い県では漁獲抑制に係る指導文書を各漁協宛てに発出しましたが、この指導文書が、法的な裏付けのない、あくまで依頼ベースの文書であったことから、公平な管理を行うことができませんでした。

2点目に、まいわし対馬暖流系群の資源評価の結果、来年度も資源量は増加傾向にあり、本県でも十分な漁獲可能量の配分が受けられる見込みが得られましたので、令和7管理年度より、本県もまいわし対馬暖流系群を漁獲可能量が数字として明示される区分として、管理することを希望したところです。

変更内容については、3ページ目以降の「新旧対照表」で説明いたします。

左側が「改正後」、右側が「改正前」となっております。アンダーラインが今回の変更内容で、上から順に説明いたします。まず、改正日は水産庁から承認をいただき本県が告示した日を記載いたします。

第1の「1 漁業の状況」について、平成30年度の数字が記載されておりますので、直近の令和4年度のデータに更新いたします。

続いて第8、こちらには、県の方針には具体的にどの魚種について定められているかが記載されておりますが、今回、まだいが別紙1に加わりましたので、これまでは「まあじからうるめいわし」だったのを、「まあじからまだい」へと改正いたします。

少し飛びまして別紙1－2特定水産資源まいわし対馬暖流系群です。こちらの第2の1の書きぶりについて、従前は「鹿児島県まいわし漁業」として、まいわしを漁獲する全ての漁法を対象にした記載だったものを、「まき網漁業」と「その他漁業」の2つの書き分けにしております。

まき網漁業だけ、このように特記しているのは、本県漁獲の8割以上をまき網漁業が占めており、まき網漁業が数量明示区分となることから、特記しています。それに伴い、「(1)② 対象とする漁業」については、「中型まき網漁業」、「小型まき網漁業」をそれぞれ記載しております。

続きまして4ページ目、「漁獲可能期間」は周年で変更ありません。「(2) 漁獲量の管理の手法等」は、従前は目安数量での管理でしたので、「現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理」という記載でしたが、今回、まき網漁業を数量明示で管理することとなりますので、アンダーラインのとおり「漁獲量の総量の管理」と記載を変えております。次の①②は、報告の期限について規定していますが、アジ・サバと同様、翌月10日まで、また、漁獲量が積み重なった段階では、陸揚げした日から3日以内での報告としています。

続いて、「2 鹿児島県その他のまいわし漁業」については、まき網以外の全ての漁法を対象としております。そのため、「① 水域」については、まいわしの採捕を行う水域としており、「② 対象とする漁業」については、まき網以外の漁業という書きぶりになっております。

「(2) 漁獲量の管理の手法等」については、その他漁業は現行水準管理となり

ますので、現行水準以上に漁獲量を増加させないことと、また、報告は翌月10日までと記載をしております。

「第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」については、こちらでもアジ・サバ同様、当初の配分はおおむね9割を、当該管理年度の前々年度までの3か年の実績の平均比率で按分し、残り1割を県留保とします。国からの追加配分があった場合には、この当初の配分によって按分し、その後、直近の鹿児島・熊毛海区において報告します。そして、他県等との融通についても、あらかじめ鹿児島・熊毛海区に意見を聴いて定めた方法により、配分することを明記しています。続いて5ページ目です。

5ページ中段、(別紙1-7)にかたくちいわし、(別紙1-8)にうるめいわしの記載がございます。こちらは、「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」のアンダーライン部分を追記しております。これは、かたくちいわし、うるめいわしが別紙3に記載されていたときはアンダーライン部分の記載があったのですが、別紙1に移行する際にこちらの記載を省いておりました。今回、水産庁からこの記載を追記したらどうかとの助言をいただきましたので追記したところです。

内容としては、鹿児島県漁業調整規則等を遵守すること、各漁協が策定する資源管理協定の締結を促進することといったごく一般的な内容を記載しております。

続いて6ページ目、(別紙1-9)「第1 特定水産資源」まだい日本海西部・東シナ海系群、こちらは今回新たに加えております。記載としては、かたくちいわし・うるめいわしと同様、ステップアップ方式管理のステップ1ですので、現行水準と似た書きぶりになっております。内容は記載どおりですので、説明を割愛をさせていただきます。

7ページ以降には、ただいま説明した内容の溶け込み版を添付していますので、後もって御確認ください。

資料2ページへ戻っていただき、最後に、今後の手続きについて説明いたします。12月上旬に鹿児島・熊毛・奄美大島の各海区で諮問し答申をいただきます。

その後、12月18日までに農林水産大臣へ変更承認申請を提出し、それが承認されましたら、県のホームページで公表いたしまして、変更に係る手続きは終了となります。そして1月以降、マアジ、サバ類、イワシ類、マダイの令和7管理年度が開始されることになります。

以上、方針の変更について説明いたしましたが、今後の大勢に影響はない軽微な字句等の修正については、事務局に一任していただければと思います。御審議のほど、よろしくお願いします。

○ 阿久根議長

ただいま事務局から説明が終わりました。ただいまの説明について委員の皆様から何か御意見・御質問ございますか。はい、重信委員。

○ 重信委員

現在、マイワシが獲れすぎているから制限を掛けようというものですか。漁業全体で考えれば、養殖は生餌が不足しているのに何で制限しないといけないのかなという疑問が1点。マダイのTACに関しては我々漁民からの疑問点、要は遊

漁船はどうするのか、陸っぱりはどうするのかという疑問には答えを出していないのに、やはり漁業者から先に締め付けるんですか。その回答がほしいんですよ。どういうふうに遊漁船、陸っぱりを制限するのか。それもないのにTACの対象を机の上でどんどん増やしても、現場としては納得がいかないですね。

○ 事務局（保科技術主査）

マイワシの制限とマダイのTACの御質問をいただきました。まずマイワシの話です。今回こちらは数量で管理するという事で制限を加えられるような印象を受けられるかと思うのですが、実はこれまでマイワシは目安数量の5倍近い量が獲れています。それに対して県から指導文書を発出していたという話を先ほどいたしました。それが法的強制力を持たない文書でしたので、守らない方がどうしてもいらっしゃって、不公平な管理が生じてしまっていたところなんです。

もし資源状況が現在の資源評価ほど右肩上がりでなければ、県においても数量をもらうことに躊躇していたところですが、今資源が豊富にあって、県の漁獲実績以上に枠をいただける見込みがありますので、皆さんに胸を張って堂々と獲っていただけるような体制に整備しようというのが、今回の趣旨です。数量が少ないので皆さん獲らないでという方向ではなく、資源が豊富にあるので皆さん堂々と、県が枠を取ってくるので、獲りましょうねという趣旨です。以上が1点目です。

2点目のマダイのTACについて。こちらについては、鹿児島県以外でも全国でマダイの遊漁に関する心配の声が上がっているところです。これに対する明確な対応策というのはまだ出ていないのですが、まずは日本全体でどのくらいマダイが獲れているのかというのを確実に把握する手法としてTAC資源にマダイを入れて数量報告をしていただく。そして、それと並行して遊漁がどのくらい資源に影響を与えているか、どのように遊漁を管理できるかということを検討するというのが水産庁の考え方です。水産庁も、遊漁に対する方策を何も決めないまま漁業者へしお寄せを行かせるというふうには考えていなくて、まずは漁獲報告体制を構築しながら、遊漁をどうやって把握するか。これを合わせて検討していく。この検討が十分に進まなければ、本格的なTACに入らないと、そこは明言していただいているので、皆さんだけが厳しい数量管理を強いられるわけではないと認識しております。

○ 重信委員

数量把握も分かりますけど、遊漁船の数量把握も自己申告だけではなく、もう少し具体的なことを水産庁も県も考えて、お互いが報告をして数量を管理するというのがフェアなやり方だと思うんですけどね。漁民ばかり数量を出しなさいと、遊漁船は自己申告で良いですよというのはおかしくないですか。それと、マイワシは今年豊漁であっても来年は不漁かもしれない。

要は、我々が懸念するのは、マグロの国際的なTAC管理で締め付けられて漁獲したマグロを放さないといけな。今度はまき網の方達がイワシを獲れなくなる可能性があるわけでしょ、数量を決めれば。TACで数量を決めれば、それを超えればもう獲れなくなるわけでしょ。だったら、あと1年様子見しても困らないんじゃないかな。3年の平均値を取るとおっしゃったけど、今年1年だけ豊漁

で、去年の数量、一昨年の数量はどうなんですか。良ければTACで上の数値を取れるけど、マグロも水産庁に聞いたら直近5年の漁獲高で決めましたと言ってましたけど、たった10トンでしたよね、最初は。

県のおっしゃることは分かるんですよ。堂々と獲れるようにTACで数量を決めて獲ればいいって。だけど、漁業全体を考えれば養殖の生餌も、安かった時期、3, 4年前からすると2倍以上なんですよ。そういうところも踏まえて考えていくべきなんじゃないのかなって思います。

○ 阿久根議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○ 阿久根議長

再開します。県の説明も終わり意見も出揃いましたが、他に御意見ございますか。

ないということで、それでは、議題2の「鹿児島県資源管理方針の変更について」は原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することが適当である旨、答申することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題3は、「まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について」です。

これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

はい。資料3に基づいて御説明いたします。

こちらが諮問事項でございますので諮問文を付けております。読み上げます。

(諮問文)

水振第537号
令和6年12月11日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめ
いわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和
7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁
業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱い
としたいので、同条第5項において準用する第2項に基づき貴委員会の意見を併せ
て求めます。

○ 事務局（保科技術主査）

1 ページを御覧ください。今回は、令和7年1月から令和7管理年度が始まり
ますマアジからマダイまでの5魚種の知事管理漁獲可能量を定める内容の諮問で
す。それぞれの魚種ごとに説明をいたします。

「2 知事管理漁獲可能量の設定」の「(1) まあじ」の「① 本県に配分され
た都道府県別漁獲可能量」は2,900トンです。

これを県資源管理方針に基づき、おおむね9割を前々年度までの3年間、つま
り令和3年から令和5年までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞ
れの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を県留保枠としました。

その結果が「③ 知事管理漁獲可能量の設定」の表です。

まき網まあじ漁業は配分比率73.5%、漁獲可能量としては1,900トン、その他の
まあじ漁業は配分比率26.5%、現行水準で目安数量700トンとしております。県留
保枠は1割の300トンとしております。

2 ページをお願いします。「(2) まいわし対馬暖流系群」です。先ほどの議題で
お示したとおり、令和7年管理年度から数量明示となりましたので、本県にも漁
獲可能量が明示され、それを配分するものです。

まず「① 本県に配分された都道府県別漁獲可能量」は3,600トン、これを県資
源管理方針に則り配分し、まき網まいわし漁業が86.1%の2,800トン、その他のま
いわし漁業が13.9%の現行水準で目安数量450トン。県留保枠が350トンとなっ
ております。

この3,600トンという数字は、今年5,600トンという漁獲があることを踏まえる
と非常に心もとない数字に見えますが、11月に対馬暖流系群を利用する各県での
協議があり、その中で1月以降に国留保枠からの追加配分を受けることで合意を
いただいております。具体的な数字については今後設定されますが、本県としま
しては3,600トンから6,400トン増やした1万トンでの管理を希望している状況で
す。

資源状況的には本県が1万トンまで増えたとしても全く問題ない量が、今の資
源評価上、出ておりますので、おそらく問題なく1万トンまで増やせるものと思

っております。

続きまして「(3) かたくちいわし対馬暖流系群」です。こちらは令和6年1月からステップアップ方式によるTAC管理が開始された魚種ですが、令和7年1月からは、当初はステップ2への移行が予定されていたところですが、まだ突発的な漁獲への対応策が十分に検討されていないということで令和7年もステップ1を継続することとなっております。管理の方法としては記載のとおり対馬暖流系群全体で5万トンの内数となっております、本県でも県かたくちいわし漁業に5万トンの内数という漁獲可能量となっております。3ページ目をお願いします。

「(4) うるめいわし対馬暖流系群」です。こちら先ほどのかたくちいわしと同様、令和7年もステップ1での管理となっております。本県では県うるめいわし漁業に4万6,000トンの内数といった漁獲可能量となります。

「(5) まだい日本海西部・東シナ海系群」です。こちらは令和7年1月からステップアップ方式管理のステップ1が開始されます。ステップ1ですので、かたくちいわし・うるめいわし同様に、本県への具体的な数量の配分はありません。

また、採捕停止命令を発出されない管理期間になります。本県の漁獲可能量としては、県まだい漁業に対して5,900トンの内数となります。

今後の予定につきましては、関係する鹿児島・熊毛海区漁業調整委員会へ諮問いたしまして、答申をいただいた後、農林水産大臣の承認を経て、県ホームページ、県公報で公表する予定となっております。

続いて、取扱いについて別紙2で説明いたしますので、4ページ目を御覧ください。

「まあじ、まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ということで、こちらは、令和7管理年度において知事管理漁獲可能量に変更が生じたときにどのような取扱いをするかを説明する資料となります。内容としましては6月にお諮りした、まさば対馬暖流系群の取扱いと全く同様となっております。

まず、背景としては、まあじ・まいわしについては、下の抜粋に記載のとおり、県資源管理方針に配分方法が記載されております。「おって、」以下はこれまでどおりの内容で、国からの追加配分があったときは当初の按分どおり配分します。その結果については、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するという記載です。「また、」以下にアンダーラインを引いてありますが、こちらはさば類と同様ですが、まあじ・まいわしでは新たな考え方となります。

内容としては、県内の知事管理区分、若しくは、本県と他県との間で数量のやりとりがあった場合には、あらかじめ鹿児島・熊毛海区において意見を聴いて定めた方法で実施し、変更後に開催される鹿児島・熊毛海区へ報告するという流れを整理したものになります。

具体的な取扱いを2に記載をしております。

まず「(1) 本県への追加配分または他県から融通を受ける場合」、つまり鹿児島県の漁獲可能量が増える場合です。こちらについては、国留保枠と同様の考え方で、当初の按分の比率で追加配分を按分することとしております。

「(2) 他県等へ融通する場合」、こちらは本県の漁獲可能量が減る場合で、配分を受ける者の合意があった場合、まあじ・まいわしにおいては、具体的な配分を受けるのはまき網漁業ですので、まき網漁業者の合意があった場合は、配分から

合意があった数量を減らしまして、県留保枠へ移し替えた後、農林水産大臣へ届け出て、その後、国の手続きによって融通成立という取扱いにしたいと思っております。

(1)、(2)により変更した場合は、県ホームページ、県公報により公表いたしまして、変更後に開催される鹿児島・熊毛海区漁業調整委員会へ報告させていただきたいと思っております。

これ以外の変更方法につきまして、毎回鹿児島・熊毛海区漁業調整委員会へ意見を聴いて変更を行いたいと思っております。このような取扱いを行うのは他県も本県も漁獲可能量を最大限に有効活用したいといった思いがございますので、ぜひ御検討いただければと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 阿久根議長

ただいま県からの説明が終わりましたが、委員の皆様方から何か御質問・御意見ございますか。はい、佐野委員。

○ 佐野委員

分からないので教えていただきたいんですけど。「内数として配分される」という言い方がちょっと分かりにくいんですけど。これは結局、無制限で獲っていいという意味になりますか。

○ 事務局（保科技術主査）

ほぼそのとおりですが、かたくちいわし・うるめいわし・まだいはクロマグロと違って国際的に縛られていない、日本独自の管理になります。

日本の科学機関が資源評価をして、この数字がMSYを達成するTACだということで設定しているものですが、現段階ではステップ1なので、これに基づいて厳しい管理をするものではないので、委員のおっしゃるとおりこれを超えても特段罰則等はありません。ただ、管理の目安として、こういった数字のもとで管理をしていくという、ある種シミュレーションを行うような側面もあるということで御認識をいただければと思います。

○ 佐野委員

ということは、実績は積み上げといた方がいいんじゃないかなと思うので。内数の限りなく上限に近い値で獲って、鹿児島県の将来の枠を広げることが大事ですよ。

○ 事務局（保科技術主査）

佐野委員のおっしゃるとおりですが、一応国からは「この期間に無理に実績を積み上げる場合は……」と釘を刺されているということは補足させていただきます。

○ 阿久根議長

自分から。まだいの場合、この「5,900トン」というのは、県資源管理方針別紙抜粋と書いてあるけど、何を根拠に出してきた数字なの。

○ 事務局（保科技術主査）

申し訳ございません。これは資料の作り方が悪く、この「②知事管理漁獲可能量の配分方法」が県資源管理方針から抜粋したものでして、「5,900トンの内数」というのは国から明示されたものです。これは系群全体の数字です。

○ 阿久根議長

系群全体なの。日本全体の系群全体で5,900トンということね。

○ 事務局（保科技術主査）

そういうことです。

○ 阿久根議長

5,900トンって膨大な数字だから、先ほど佐野委員がおっしゃって県から回答のあったとおり、無限大に獲っていいなら、なぜ上限を設定するのか、内数としていのはなぜかと思っていたんですけど、じゃあこれは系群全体の枠がこれだけあって、その争奪戦ではないけど頑張って漁獲すると。切磋琢磨して皆で獲って報告も的確にすればいいということで了解すればいいですね。

将来的には厳しい数字が来るんじゃないかというのは、皆思っていると思いますが、魚を管理して資源を守って、漁業者がいなくなったら誰がそれを回収するんだろうという危惧は皆の共通認識だと思っております。

○ 阿久根議長

では、議題3については御意見ございませんね。

特に意見はないようですので、議題3の「まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について」は、原案のとおり漁獲可能量を設定することが適当である旨、答申することとしてよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申いたします。

【議題4 まあじに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

○ 阿久根議長

続きまして議題4、議題4は「まあじに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」です。これは報告事項です。

県執行部からの報告・説明をお願いいたします。

○ 事務局（保科技術主査）

それでは、資料4に基づき説明いたします。

「まあじに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」ということで、内容としましては、関係者合意に基づき、国留保枠から追加配分がありましたので、県知事管理漁獲可能量を変更したという内容です。

こちらは10月15日付けで県公報で告示済みです。

まず、本県に配分された漁獲可能量ですが、今回500トンの追加がございました。これにより、変更前3,800トンであったものが4,300トンとなっております。配分方法については、県資源管理方針に基づき、当初配分と同じ比率で按分したところ、変更後はまき網が2,800トン、その他のまあじが現行水準で目安数量1,070トン、県留保枠が430トンとなったところです。

なお、12月5日時点の速報値では、この4,300トンに対して、2,600トンほど漁獲があり、消化率は61%程度という状況です。以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま県からの説明・報告がございました。これは報告事項ですが、何か質問等ございますか。ありませんね。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは報告も終わりましたので次に進みます。

【議題5 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）】

○ 阿久根議長

議題5、議題5は、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について」です。こちらも報告事項です。

執行部から報告、説明をお願いします。

○ 事務局（小路口技術主査）

資料5を御覧ください。

こちらは改正漁業法により新たに加わったもので、一昨年から海区漁業調整委員会へ報告させていただいております。

それでは1ページをお開きください。

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者は1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされております。知事は、海区漁業調整委員会に対し報告を受けた事項について報告をすると定められます。

続いて「2 報告の内容（法令で定められている事項）」は記載のとおりです。一部、省令で規定されているものもございます。

今回、報告を求めた内容は3です。報告の対象は鹿児島県内全ての漁業権者、報告の対象期間は各漁業権者の直近の事業年度、1年間。報告の様式は、水産庁の様式例をもとにした当課作成の様式で報告をいただいております。

依頼は6月3日にしており、提出期限は7月26日、約2か月の期間で報告をい

ただいたものです。

2ページは、根拠法令を参考に載せております。

具体的な報告内容については3ページ以降に掲載しております。

今回は全ての漁協、漁業権者から御報告をいただいております。細かい内容については後ほど御確認をいただければと思います。内容を少し御説明しますと、特に6ページ以降の区画漁業権で一部「実績なし」というものがございます。

この理由は、基本的には藻類養殖が該当するんですが、近年の海洋環境の変化、特に水温の上昇で全く育たないだとか、そのような理由で実績が上げられないというようなことがございました。

1年に1回報告をいただきますので、また来年も状況を見ながら、漁業権者、漁協の方々ともお話をさせていただきながら、海区漁業調整委員会へ御報告させていただきたいと思います。説明は以上です。

○ 阿久根議長

ただいま説明が終わりましたが。御質問ございますか。

はい、佐野委員。

○ 佐野委員

これは、表が報告内容であるという理解でよいでしょうか。

○ 事務局（小路口技術主査）

報告いただいた内容はもうすこし細かい内容、金額等もあるんですけども、今回は取りまとめたものを資料として提出しております。基本的には報告いただいた内容はこちらの方に記載をしております。

○ 佐野委員

法令で漁獲量等を報告するよう定められているわけけれども、漁獲量が「ア」や「イ」という形で委員会へ提出されると、委員会へ報告されたとは言えないように思うんです。県には報告されているけれども委員会には報告されていない状況に思えるんですが、何でここに数字を書かないんですか。

○ 事務局（小路口技術主査）

実際には、漁業権対象種ごとに御報告いただいております。例えば、共同漁業権であれば、タコやイセエビ、ウニといった対象種ごとに御報告をいただいております。それをここにそのまま載せてしまいますと、かなりのボリュームになりますので、丸めるというか、簡潔に記載させていただいております。

○ 佐野委員

丸めた数字が記載されているなら分かりますが、このような記載だと隠しているように見えてしまうわけです。合計でいいので、数字を記載していただかないと。漁業法の趣旨である「漁業権が適切かつ有効に使われているか」の判断が海区漁業調整委員会として出来ないんじゃないかと思うんです。例えば、これで水揚げがゼロ、漁獲量がゼロであるならば、これはもう適切、有効に使用されてい

ないという評価になりますよね。そのような判断をしていくのが、この報告の趣旨なんじゃないかと思います。だから一番大事な情報だと思うんですよね、漁獲があったかなかったかというところが。

○ 事務局（小路口技術主査）

ありがとうございます。こちらは、昨年も同様の報告をしておりましたが、来年の報告は工夫をして、どのような形になるかはまた検討いたしますけれども、漁獲量と漁獲金額を載せた形で御報告させていただきたいと思います。

○ 佐野委員

何か不都合があるなら構わないです。どうしてもしてほしいという訳ではなく、通常はそうではないかと思っただけなので。

○ 事務局（小路口技術主査）

何かを隠しているというわけではないです。ただ、例えば9ページの定置漁業権については、個人に免許している場合がございますので「未公表」と米印で記載している部分もございます。個人でない漁協が漁業権者である場合は、数字を公表しておりますので、共同漁業権も同様の形にできないか検討させていただきます。

○ 佐野委員

どこまでを非公表とするかなどは、例えば水産庁の指示があればいいと思うんですよね。ただ、法の趣旨からすると漁獲量等がなければ判断できないので。逆に言えば、数字を出して、守秘義務を課すというのが本来のやり方なのかなという気はしています。そこは他県のやり方や水産庁の指導をとかを踏まえて検討していただければ。

○ 事務局（小路口技術主査）

はい、ありがとうございます。一応、水産庁としては、海区漁業調整委員会の資料も議事録も、基本的にはホームページで公表することが原則となっております。なので、正直なところそのまま数字を載せるというのが難しいというのがあります。一方で工夫はできると思いますので、内部で検討させていただきたいと思います。

○ 阿久根議長

いいですか。

○ 佐野委員

はい。ありがとうございます。

○ 阿久根議長

ほかにありますか。次に移らせていただきます。

【議題6 浮魚礁の敷設承認申請について（協議）】

○ 阿久根議長

議題6，議題6は，「浮魚礁の敷設承認申請について」です。こちらは協議事項です。執行部から報告，説明をお願いします。

○ 事務局（湯田水産技師）

はい。漁港漁場課の湯田です。それでは，資料6を御覧ください。

まず，1ページ目です。浮魚礁敷設承認申請の概要でございますが，下甕島西沖の水深774メートル地点に，表層型浮魚礁を設置するものです。

2ページ目を御覧ください。今回の申請に当たり，串木野海上保安部と協議しており，航行安全上の支障がないことを御回答いただいているところです。

3ページ目を御覧ください。浮魚礁敷設承認申請ですが，申請の目的や，管理，利用方法等が記載されております。

4ページ目を御覧ください。浮魚礁の設置予定位置図です。今回設置する浮魚礁は，昨年撤去した，潮流の速さに応じて浮き沈みする浮沈式の浮魚礁と同じ位置に，常時表層に浮いている浮魚礁を地元の要望に基づき設置する計画です。設置予定時期は令和8年2月から3月を予定しております。

5ページ目を御覧ください。今回設置予定の浮魚礁の構造図です。以前，流出事故が発生したものと浮体の形状は同じですが，正面図の①の係留柵を改良しており，他県では10年以上流出事故がないものでございます。

6ページ目を御覧ください。今回設置予定の浮魚礁の安全対策の内容について記載しております。7ページ目には委員会指示を掲載しており，8ページから11ページ目には取扱要領を掲載しております。12ページ目には審査基準を添付しております。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 阿久根議長

ただいま県より説明が終わりました。これは協議ですので，御意見・御質問ございますか。特にないようですね。

私から1点。この浮魚礁について，県にも連絡が来ているかもしれませんが，浮魚礁を使用するには許可が必要ですよね。その方々から苦情の電話が来ました。許可を受けていないかつお船が来て浮魚礁を使って釣っていて，許可を受けているほろ引きの人たちが近寄ったら浮魚礁から船を離し，それでまた，ほろ引きの人たちがいなくなったら浮魚礁へ来るそうです。結局，彼らは生餌を使っているものですから。ほろ引きの方に魚が食いつかない。そのことについて県から「取り締まることは出来ない」と回答があったと電話が来て，何のために県は許可を出しているのか。許可を受けるために彼らはお金も払ってるわけでしょう。入漁料のようなものを払って，県知事の許可を貰っているのに，許可を受けていない船が堂々と釣れるのであれば，お金を払って許可を貰う意味がない。取締りもできないのであれば許可制を止めたほうがいいという内容の相談の電話がありました。

許可制とするのであれば，厳重注意とするのか，摘発事項にするのか，この場で凍とした県の立場を示さないと，許可を受けている鹿児島県内の漁業者が混乱するし，反感も持つことになりますので，県はそこは明確にしていた方が，我々

委員としても相談があったときに明確な回答ができるのではないかと思いますの質問です。これは取締り事項なんですか。許可制ということであれば、許可を受けていない者は使用できないというのが我々一般人の認識だから、そこを回答していただいてから審議しましょうか。

はい、事務局長。

○ 板坂事務局長

今ありました浮魚礁利用については、県の許可ではなくて、管理してる管理協議会の承認が必要となっています。それは使用する人を明確にして、問題が起きたときに問題解決できるようにという形で、県の直接的な許可ではないわけです。

○ 阿久根議長

許可証じゃないの。承認であって県知事許可ではないわけね。

○ 板坂事務局長

取締りについては、お願いベースで、承認を受けてない船がいるという情報を受けた場合には、指導はしていますけれども、取締りというものではない状況です。

○ 阿久根議長

勘違いしてすみません。漁業者は許可を受けているとされていて、そこを誤解していました。

○ 前田圭子委員

教えてください。7ページの海区漁業調整委員会会長名での指示というのが、そのケースではないですか。であるとすれば、漁業法第120条第8項において、「第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる」となっていますが、その条文は関係ありませんか。

○ 板坂事務局長

そうですね。委員会指示に基づく承認なので、違反してる場合は、おっしゃるとおり命令できます。命令に従わない場合には、罰則が適用されるという形になります。現状では、私が聞いている話としては、県外船に関しては、登録番号や船名が分かればそれを報告してほしいとお願いしてまして、情報が分かる船については、まずは関係漁協に注意喚起をお願いするなどの対応をしているところ です。

委員会指示違反による命令という段階までは、まだ至っていない状況です。

○ 阿久根議長

やっぱり現場では相当な混乱があって、せっかく鹿児島県がこうして、委員会に諮って浮魚礁を設置しても、他県の、許可を得ていない大きな船が釣って、鹿

鹿児島県の小さい船が負けているようなことが起きていると、毎年のように苦情が入っています。だから、写真でも動画でもいいから、許可番号と船名を撮ってこいと言ったんです。それをしてくれれば、県と少し話ができるかもという話はしてきました。現場は混乱が生じてるみたいです。敷設することは良しとすると委員の皆さんは言うと思うけど、前田委員からアドバイスがあったように、県として注意して、指示を聞かない船には指示を出して、摘発事項にするようなことをしないと。我々もイエスマンじゃないので、そこは皆さん力を合わせて鹿児島県の漁業者を守っていくようにしたいと思っております。

○ 佐野委員

すみません。委員会指示違反になるということですよ。

○ 板坂事務局長

まず浮魚礁を設置する際には承認が必要になりまして、設置された浮魚礁を利用する際には、利用承認を受けないといけないという指示を出しています。

○ 佐野委員

海区漁業調整委員会会長名で指示を発出していて、この指示に従っていないということであれば、それは明確な指示違反なので、検挙はできるんじゃないですか。

○ 板坂事務局長

委員会指示に違反する場合には、一旦命令を出すことになります。

○ 佐野委員

それは県が、県として出すことができるってことですよ。

○ 板坂事務局長

そうですね。

○ 阿久根議長

その段階までまだ来ていないようであっても、県としてできることは最大限やっていたらいい。そうでなければ何のために、お金を払って、許可番号を貰って旗を立てて、旗も有料で立てるんですよ。真面目な人はちゃんとして、そうでない人は注意で済むんだったら、みんなちゃんとしなくなるという意見が多いので、義務と権利は明確にしないといけないと思います。

○ 柳原委員

漁業者自体が船名を把握して通報できれば一番いいんですけど、それができなくても、その船がいるということは操業する可能性があるわけです。

そういった情報もあげていった方がいいと思います。

なかなか命令を出すところまで至るというのは、現実的には難しいところがありますから。

○ 阿久根議長

現行犯でなければ難しいだろうから、やはり漁業者からそういう通報があったときには、取締船も、鹿児島県には、鹿児島県知事許可を持った船の100メートルも許さないような取締船がいますから、県民を守るような取締りをしてほしいですね。

○ 阿久根議長

協議は終わりました。特に御意見がないようですので、議題6の「浮魚礁の敷設承認申請について」は、申請のとおり承認することによろしいですね。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

では、そのように決定いたします。

【その他】

○ 阿久根議長

議題は以上です。本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありますか。

では、事務局から。ないですか。

【閉会】

○ 阿久根議長

他に何もありませんので、これをもちまして、第5回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。今年もいろいろと議論を交わしていただきありがとうございました。来年もまたよろしくお願いします。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

— 令和6年12月11日（水）午後4時51分終了 —

議事録署名者

会長

委員

委員